

1. 改正の概要

- ・第4次産業革命の実現を推進するため、試験研究費の範囲について、一部追加されます。
- ・「総額型」の税額控除率が見直され、売上高対比の研究開発費割合でなく、研究開発費の増減率に応じた減税の仕組みとなります。
- ・中小企業者等が取り組む研究開発については、手厚い減税措置が講じられています。
- ・上乗せ措置である「試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)」が廃止されます。
- ・上乗せ措置である「平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)」の適用期限が、2年間延長されます。

内容	改正前	改正案
試験研究費の範囲	製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する原材料費、人件費及び経費のほか、他の者に試験研究を委託するために支払う費用などの額	左記に加えて「対価を得て提供する新たな役務の開発(新サービス開発)に係る試験研究のために要する一定の費用」を追加 例)IoT、ビッグデータ、人工知能等
税額控除率 (総額型)	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究費割合が10%以上の場合 10% ・試験研究費割合が10%未満の場合 $8\% + (\text{試験研究費割合} \times 0.2)$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・増減割合が5%超 $9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$ ・増減割合が5%以下 $9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$ ・増減割合が-25%未満 6% ※控除率の上限は14%(2年間の時限措置終了後は10%) ※増減割合 = 試験研究費増減差額 / 比較試験研究費
中小企業技術基盤強化 税制における ① 税額控除率 ② 控除限度額	① 税額控除率 12% ② 控除限度額 法人税額 × 25%	試験研究費の増加割合が5%を超える場合 (2年間の時限措置) ① 税額控除率 $12\% + (\text{増加割合} - 5\%) \times 0.3$ ※控除率の上限は17% ② 控除限度額 法人税額 × 35% ※上乗せ措置の高水準型(次頁参照)と選択適用

内容	改正前	改正案
上乗せ措置	<増加型> 税額控除額 = 増加試験研究費の額 × 増加割合 (5～30%)	廃止
	<高水準型> 試験研究費の額のうち平均売上金額の10%超の部分 × 控除率 ※ 控除率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2 ただし、法人税額 × 10%を限度とする。	左記の高水準型 又は 総額型の控除限度額に下記を上乗せ 法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 ただし、総額型の控除限度額の上乗せについては、法人税額 × 10%を上限とする。
特別試験研究費の対象	① 共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するもの ・ 原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費に限定	① 同左 → 限定列举の廃止 ② 契約変更前の支出費用 その契約に係るものであり、かつ、支出日と契約変更日が同一の事業年度内にある場合、特別試験研究費の対象となることを明確化

2. 実務上の留意点

○平成29年4月1日以後に開始する事業年度に適用する。

- ・試験研究費の定義の見直しにおいて、IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した第4次産業革命型の高付加価値サービスの開発が新たに加わることにより、同事業を行っている企業は研究開発税制の優遇を受けやすくなる。
- ・特別試験研究費の額に係る対象範囲の拡大及び条件の緩和化により、オープンイノベーションを促進している企業は研究開発税制の優遇を受けやすくなる。
- ・研究開発税制について、適用に係る申告要件を満たす場合、税額控除額を変更でき、税務署長が増額更正をする場合において、連動的に税額控除額を増加できる。(外国税額控除制度も)(所得税についても)

改正前

【増加型】
税額控除額
= 増加試験研究費の額 × 増加割合(5~30%)

選択適用

【高水準型】
税額控除額
= 試験研究費の額のうち平均売上の10%超の部分 × 控除率(※1)
(※1) (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

<控除限度額>
法人税額 × 10%

恒久措置

【総額型】
税額控除額 = 試験研究費の総額 × 8%~10%
(中小企業者等の場合には12%)

<控除限度額>
法人税額 × 25%

【オープンイノベーション型】
税額控除額 = 特別試験研究費 × 20%又は30%

<控除限度額>
法人税額 × 5%

改正案

【増加型】
税額控除額
= 増加試験研究費の額 × 増加割合(5~30%)

廃止

【高水準型】
税額控除額
= 試験研究費の額のうち平均売上の10%超の部分 × 控除率(※1)
(※1) (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

<控除限度額>
法人税額 × 10%

選択適用

恒久措置

【総額型】
税額控除額 = 試験研究費の総額 × 6%~14%
(中小企業者等の場合には12%~17%)

<控除限度額>
法人税額 × 25%

<控除限度額の上乗せ(※2)>
法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2
(法人税額 × 10%が上限)

(※2) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に限り

【オープンイノベーション型】
税額控除額 = 特別試験研究費 × 20%又は30%

<控除限度額>
法人税額 × 5%

1. 改正の概要

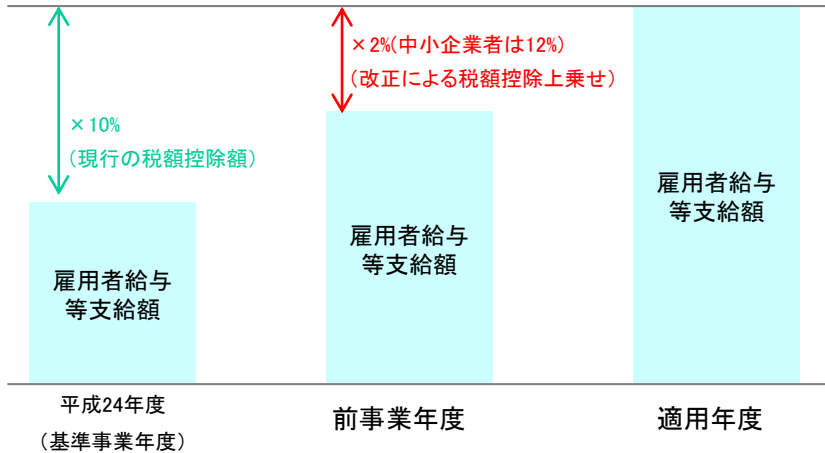
- ・ 中小企業者等以外の法人は、従来より2%多い賃上げを要件とする一方、税額控除額を2%上乗せする措置がされる。
- ・ 中小企業者等は、従来通りの制度を維持しつつも、2%多い賃上げ要件を満たす場合には、税額控除額を12%上乗せする措置がされる。

		改正前	改正案
適用要件	(1)	雇用者給与等支給額(※1) \geq H24年度の雇用者給与等支給額(※2) × 適用年度に応じた割合 適用年度に応じた割合 ① 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度…103% ② 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度…104% (中小企業者等(※6)は103%) ③ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度…105% (中小企業者等(※6)は103%)	改正なし
	(2)	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額(※3)	改正なし
	(3)	1人当たり平均給与(※4) > 前期の1人当たり平均給与(※5)	(A) 1人当たり平均給与 \geq (B) 前期の1人当たり平均給与 × 102% (注) 中小企業者等(※6)については、(A) > (B) (これまでと同様)
控除税額(※7)		$(\text{雇用者給与等支給額} - \text{H24年度の雇用者給与等支給額}) \times 10\%$ $+ (\text{雇用者給与等支給額} - \text{前期の雇用者給与等支給額}) \times 2\%$ (注)	(注) 下線部分は、「雇用者給与等支給額 - H24年度の雇用者給与等支給額」を限度とする。また、中小企業者等については、上記(3)の(A) \geq (B) × 102%の要件を満たす場合には、2%の控除割合を12%とし、満たさない場合には控除割合を0%、つまり上乗せはなしとする。(次頁参照)。

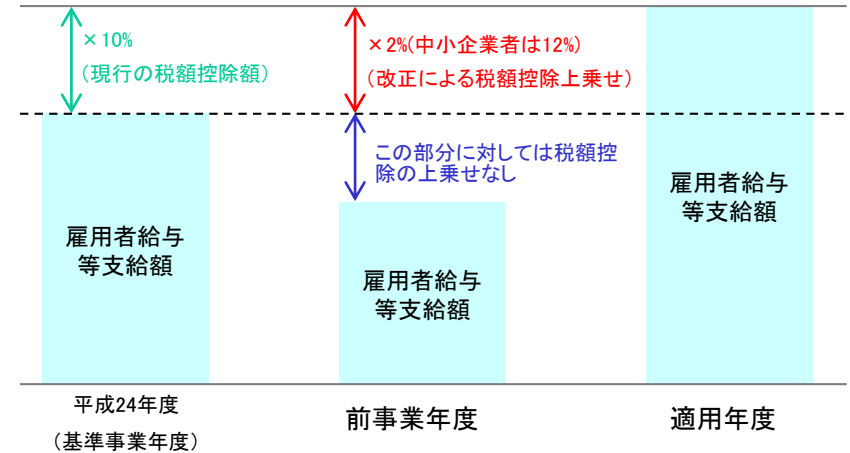
- (※1) 国内雇用者(法人の使用人(一定の者を除く)のうち国内の事業所に勤務する雇用者)に対する給与等の支給額をいう。
 (※2) 平成25年4月1日以後開始事業年度のうち、最も古い事業年度開始日の前日を含む事業年度の雇用者給与等支給額をいう(基準雇用者給与等支給額)。
 (※3) 比較雇用者給与等支給額。
 (※4) 雇用者給与等支給額(一定の給与等を除く)を、適用事業年度における給与等月別支給対象者(一定の者を除く)の数の合計数で除した金額をいう(平均給与等支給額)。
 (※5) 適用年度の前期の雇用者給与等支給額(一定の給与等を除く)を適用年度の前期の給与等月別支給対象者(一定の者を除く)の数の合計数で除した金額をいう(比較平均給与等支給額)。
 (※6) 資本金が1億円以下の法人(同一の大規模法人(資本金1億円超の法人等)に発行済株式等の1/2又は複数の大規模法人に発行済株式等の2/3以上を所有されている法人を除く)。
 (※7) 法人税額の10%(中小企業者等は20%)を限度とする。

【上乗せとなる控除税額】

パターン①



パターン②



2. 実務上の留意点

- ・ 付加価値割における所得拡大促進税制においても法人税に準じた改正が行われる。
- ・ 法人住民税における課税標準の取り扱いは、これまでと同様(中小企業者等のみ所得拡大促進税制の税額控除後の法人税額を課税標準とする)。

3. 今後の注目点

- ・ 上乗せ措置を最大限活用するための控除限度額の拡充は行われるのか。
- ・ 拡充後の所得拡大促進税制の適用時期は、平成29年4月1日以後開始事業年度分からとなるのか。
- ・ 付加価値割における所得拡大促進税制の付加価値額控除額は、上乗せ措置がなされるのか。

1. 改正の概要

- 株主の議案検討及び企業と投資家との対話の期間を諸外国並みに確保するため、特例による法人税申告の延長期限について、事業年度終了の日より3ヶ月以内から6ヶ月以内に見直されます。

<対象となる法人(以下の二つの要件を満たす法人)>

- ① 会計監査人を置いていること
- ② 定款等の定めにより、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められること

内容	改正前	改正案
原則	事業年度終了の日から2ヶ月以内	改正なし
特例	事業年度終了の日から3ヶ月以内	事業年度終了の日から6ヶ月以内

2. 実務上の留意点

- 法人事業税においても、同様の要件を満たせば、特例による申告の延長期限が事業年度終了の日より6ヶ月以内に見直されるため、法人事業税の延長についても考慮する必要がある。

3. 今後の注目点

- 適用要件が曖昧であるため、どのようなケースでこの特例の適用が受けられるかの確認が必要がある。
- 申告期限の延長手続については「所要の措置を講ずる」とされているため、その確認が必要である。
- これまで会計監査人を置いていない会社でも、法人税申告期限の延長の特例を受けられるケースがあったが、そのような会社について、引き続き改正後においても3か月以内の期限の延長であれば特例の適用を受けられるかの確認が必要である。
- 適用開始年度が明記されていないため、その確認が必要である。

「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備①

1. 改正の趣旨

- ・経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう、昨年に引き続き、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とする改正が行われます。

2. 改正の概要

- ・定期同額給与について、額面のみでなく税及び社会保険料を控除した手取額が同額の場合も対象に追加されます。
- ・利益連動給与の業績算定指標に「株価」、「売上」が追加され、当該事業年度の業績のみでなく、将来の業績を用いることができます。
- ・持株会社の場合、改正前は持株会社（非同族会社）の役員のみが利益連動給与の対象ですが、完全支配関係のある子会社の役員に対しても利益連動給与が支給できます。
- ・事前確定届出給与として、株式や新株予約権を交付することができるようになります（株価の変動はありますが、交付する株式数が確定していれば損金算入されるようになります）。
- ・利益に連動した退職給与のうち、有価証券報告書等に記載が無いなどの利益連動給与の要件を満たさないものは、損金の額に算入されないようになります。

○退職給与、譲渡制限付株式、新株予約権に係る部分は平成29年10月1日以後に支給又は交付に係る決議（決議が無い場合には支給又は交付）をする給与について適用される。

○その他の部分は平成29年4月1日以後に支給又は交付に係る決議（決議が無い場合には支給又は交付）をする給与について適用される。

「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備②

3. 改正の内容

1. 定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の改正

内容	改正前	改正案
定期同額給与	支給額(額面)が毎月同額	税および社会保険料の源泉徴収等後の金額(手取額)が毎月同額であるものを追加。
事前確定届出給与	所定の時期に「確定額」を支給する給与(届出必要)	所定の時期に「確定した数」の株式(※1)を交付する給与を追加(届出必要)。 所定の時期に「確定した数」の新株予約権(※1)を交付する給与を追加(一定の場合には届出不要)。
	所定の時期に譲渡制限付株式を支給する給与(届出不要)	利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与を対象から除外。
利益連動給与	①算定指標 ・利益※に関するもの ※税引前利益、ROE、ROA等	①算定指標(追加) ・株価の状況を示す指標 ・売上高の状況を示す指標※ ※利益の状況を示す指標又は株価の状況を示す指標と同時使用する場合に限る
	②算定指標の対象期間 ・当該事業年度	②算定指標の対象期間(追加) ・当該事業年度後の事業年度 ・将来の所定の時点又は期間
	③限度額 ・算定指標に基づく「確定額」	③限度額(追加) ・業績連動指標(※2)を基礎として算定される下記給与 □市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするもの □新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの ・業績連動指標(※2)を基礎として行使できる数が算定される新株予約権による給与
	④対象法人 ・非同族会社	④対象法人(追加) ・同族会社のうち、非同族法人との間に完全支配関係がある法人を追加 ※その非同族法人において、報酬委員会における決定等の手続き及び有価証券報告書等での開示が必要

(※1) 株式、新株予約権は、市場価格のある株式又はその取得に係るもので、役務の提供を受ける法人又はその法人の株式の50%超を直接又は間接に保有する法人が発行したものの

(※2) 利益の状況を示す指標又は上記表①、②の指標

「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備③

2. 給与のその他の改正

内容	改正前	改正案
退職給与	損金不算入額 ・不相当に高額な部分の金額	損金不算入額(追加) ・利益その他の指標(勤務期間及び既に支給した給与を除く)を基礎として算定されるもののうち、利益連動給与の損金算入要件を満たさないものは全額損金不算入
新株予約権による給与	・新株予約権による給与は損金算入	・新株予約権による給与で、事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たさないものは損金不算入

3. 譲渡制限付株式、新株予約権の帰属事業年度の特例の改正

内容	改正前	改正案
譲渡制限付株式、新株予約権の帰属事業年度の特例	①対象株式 ・役務提供を受けた内国法人 ・その完全親法人の株式	①対象株式(追加) ・その他の法人の株式
	②損金算入時期 ・譲渡制限が解除された日の属する事業年度	②損金算入時期 ・譲渡制限が解除されることが確定した日の属する事業年度
	③非居住者に交付した場合 ・給与等課税事由が生じないことから損金不算入	③非居住者に交付した場合 ・損金算入※ ※その非居住者が居住者であったとした場合に、給与所得等が生ずることが確定した日において役務の提供を受けたこととして、その事業年度の損金に算入

「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備④

4. 実務上の留意点

- ・給与に比べて退職金は所得税の負担が小さく、利益連動の退職金の活用は企業にとっても役員にとってもメリットが大きい。
- ・欧米では手取り金額を保証する給与体系が多く、優秀な経営者を確保するため定期同額給与について手取額の基準を設ける。

5. 今後の注目点

- ・譲渡制限付株式について、自社又は完全親会社の株式以外を交付した場合に損金算入が認められるようになるが、その範囲の明確化
- ・利益連動給与の損金経理要件につき、どのような見直しが行われるか
- ・事前確定届出給与として新株予約権を付与する際に一定の場合には届出不要とされているが、その内容の明確化

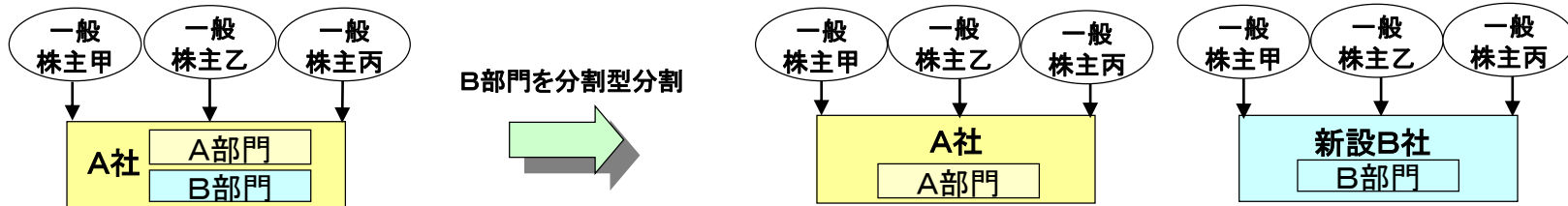
法人税～適格分割の範囲等の見直し(スピノフ①)

1. 改正の概要

・企業の機動的な事業再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフを行う際に、譲渡損益や配当についての課税を繰り延べます。

【対象となるスキーム】

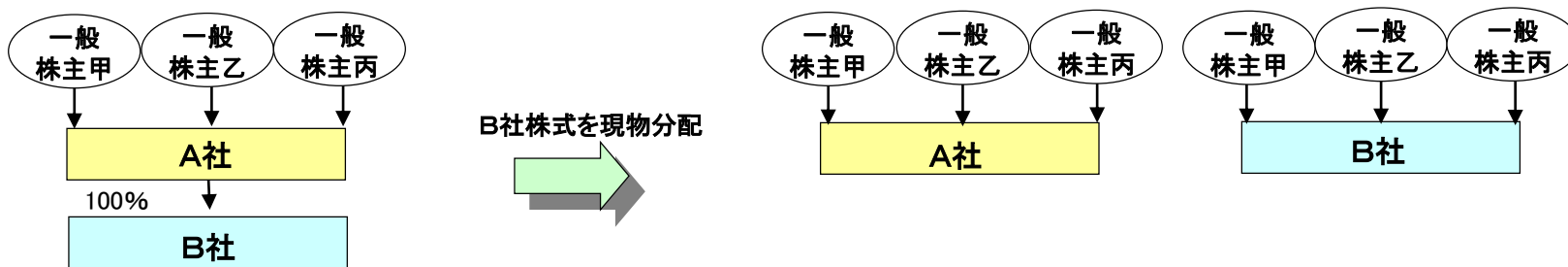
① 新設分割型分割(金銭等交付はなし)



(改正前) 支配関係にない法人が新会社をスピノフした場合には、適格要件(事業関連要件)を満たさず、分割法人及び株主において課税発生。

(改正後) 支配関係にない法人であっても、事業継続等の新たな要件を満たした場合には、課税の繰り延べ。

② 100%子法人株式の全部を分配する現物分配

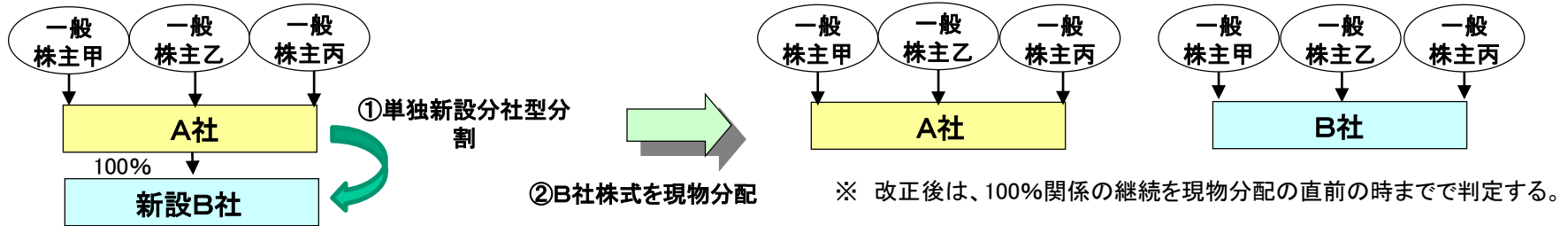


(改正前) 完全支配関係のない株主に現物分配した場合には、適格現物分配に該当せず、分配法人及び株主において課税。

(改正後) 支配関係にない法人であっても、事業継続等の新たな要件を満たした場合には、課税の繰り延べ。

法人税～適格分割の範囲等の見直し(スピンオフ②)

③ 単独新設分社型分割+上記②の現物分配



2. 実務上の留意点

- ・改正前では、50%超の支配株主がない法人での新設分割型分割は、共同事業要件(事業関連要件)に該当せず、非適格分割型分割として取り扱われた。
- ・改正案では、50%超の支配株主がない法人での新設分割型分割も事業継続要件等一定の要件を満たせば、適格分割型分割として課税が繰り延べられる。
- ・改正前の適格現物分配の要件として、現物分配法人の株主は、現物分配法人との間に完全支配関係のある内国法人とされていた。
- ・改正案では、100%子法人の全部を分配する現物分配のうち、新たに設けられた事業継続要件等一定の要件を満たす現物分配については、課税されない。

3. 今後の注目点

- ・改正案の対象となる現物分配について、株主の具体的な計算の取り扱い
(譲渡を行ったものとみなす金額の計算方法、配当と取り扱われる金額の計算方法、配当と取り扱われた場合の他規定(受取配当等の益金不算入など)との関係など)
- ・改正案の対象となる現物分配について、現物分配法人の具体的な計算の取り扱い
(現物分配の際減少する純資産の内容(資本金等の額又は利益積立金額)、計算方法など)

参考

(1) 改正対象となった新設分割型分割の適格要件の比較

要件	改正前の適格要件(共同事業を行うための分割)	新設分割型分割に係る改正案 【対象となるスキーム】①について
	次の要件を満たすものは、適格分割となる。ただし、分割法人の株主等の数が50人以上である場合には、株式継続保有要件を除く。	新設分割型分割で次の要件に該当するものは、適格分割の範囲に加える。
対価	分割に伴って、分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないもの	分割に伴って、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されるものに限る。
事業関連	分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業が相互に関連するものであること。	—
主要資産等引継	分割法人の分割事業に係る主要な資産及び負債が分割承継法人に移転すること。	分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること。
従業者引継	分割法人の分割事業の従業者のおおむね80%以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。	分割法人の分割事業の従業者のおおむね80%以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。
事業継続	分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること。	分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること。
経営参画又は事業規模	① 経営参画 分割法人の役員等のいずれかと分割承継法人の特定役員にいずれかがともに分割後に分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること。 ② 事業規模要件 分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業のそれぞれの売上金額、従業者の数若しくはこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね5倍を超えないこと。	① 経営参画 分割法人の役員又は重要な使用人が分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること。 ② 事業規模要件 なし
株式継続保有/支配関係	分割法人の株主等で、分割により交付を受ける分割承継法人株式等の全部を継続して保有することが見込まれる者が有す分割法人の株式の数を合計した数が、分割法人の発行済株式等の総数の80%以上であること。	分割法人が分割前に他の者による支配関係がないものであり、分割承継法人が分割後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること。

(2) 改正対象となった現物分配の適格要件

要件	現物分配に係る改正案 (【対象となるスキーム】②について)
	次の要件に該当する100%子法人株式の全部に係る現物分配を適格組織再編成の一類型とする。
対価	現物分配により現物分配法人の株主の持株数に応じて子法人株式のみが交付されるものに限る。
支配関係	現物分配法人が現物分配前に他の者による支配関係がないものであり、子法人が現物分配後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること。
従業者引継	子法人の従業者のおおむね80%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。
事業継続	子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること。
経営参画	子法人の特定役員の全てがその現物分配に伴って退任をするものではないこと。

法人税～適格分割の範囲等の見直し(スピンオフ⑤)

(3) 100%子法人株式の全部を分配する現物分配についての課税関係(【対象となるスキーム】②について)

	改正前	改正案
現物分配法人の株主	配当金として課税	① 有価証券の譲渡 (イ) 原則的(時価譲渡) 旧株(現物分配法人の株式)のうちその交付を受けた子法人株式に対応する部分の譲渡を行ったものとみなす。 (ロ) 特例(譲渡損益繰延) 旧株の譲渡損益の繰り延べ(所得税も同様)。 (※1)現物分配法人の株主の持株数に応じて子法人株式のみが交付される場合に限る。 ② 配当金 新たな適格要件(上記(2)現物分配に係る改正案)に該当しない場合には、一定の金額は配当課税。
現物分配法人	現物分配により移転した資産を時価により譲渡したものと、譲渡損益課税。	新たな適格要件(上記(2)現物分配に係る改正案)に該当する場合には、下記取り扱い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子法人株式の譲渡損益を計上しない。 ・ 源泉徴収等を行わない。

(※3)利益剰余金を減資とした現物分配を前提とする。

(4) 単独新設分社型分割に係る適格要件(関係継続要件)(【対象となるスキーム】③について)

改正前	改正案
分割後に分割人と分割承継法人との間に当事者間の完全支配関係が継続することが見込まれていること。	単独新設分社型分割の後にその分割承継法人株式に係る現物分配(※2)が見込まれている場合には、左記完全支配関係の継続について、その現物分配の直前の時までの関係により判定する。 (※2)「(2)現物分配に係る改正案」に該当する現物分配に限る

○平成29年4月1日以後に開始する事業年度に適用される。

1. 改正の概要

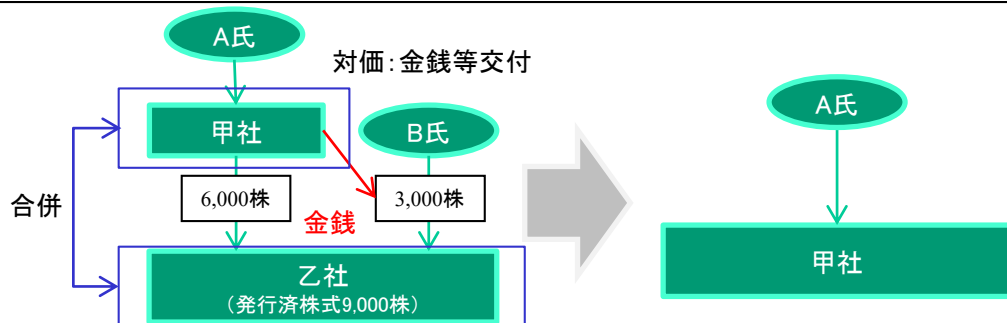
・吸収合併又は株式交換(以下「吸収合併等」といいます。)が行われた場合の適格要件のうち、対価要件が緩和されます。

内容	改正前	改正案
吸収合併等の対価要件	(原則) ・株式以外の資産の交付がないこと (例外) ・被合併法人等の株主に剰余金の配当として交付される金銭等 ・合併等に伴い端株が生じた株主に交付する金銭等 ・合併等反対株主の買取請求に応じて交付する金銭等	(原則) ・株式以外の資産の交付がないこと (例外) ・被合併法人等の株主に剰余金の配当として交付される金銭等 ・合併等に伴い端株が生じた株主に交付する金銭等 ・合併等反対株主の買取請求に応じて交付する金銭等 ・ 合併法人等が被合併法人等の発行済株式の3分の2以上を保有している場合のその他の株主に対して交付する金銭等

○平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用される。

2. 実務上の留意点

・吸収合併等を実行する際、適格要件の対価要件を充足するためには、原則として、金銭等を交付することができなかった。今回の改正により、合併法人等が被合併法人等の発行済株式の3分の2以上を保有している場合には、合併法人以外の株主に対して金銭等を交付できるよう対価要件が緩和されたことから、下記のような適格組織再編が実行できる。



(改正前)
 ・対価要件を充足できず、適格合併に該当しない

(改正案)
 ・対価要件を充足するため、他の要件を満たせば適格合併に該当する

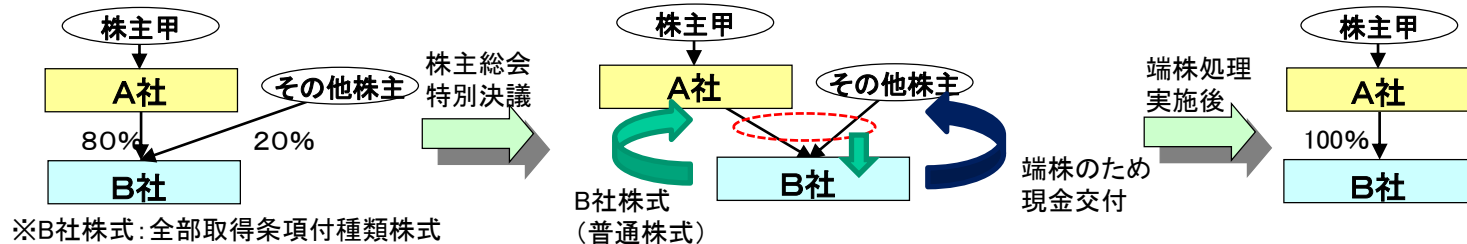
1. 改正の概要

次の方法による完全子法人化については、株式交換と同様に組織再編税制として位置づけられ、適格要件を満たすかどうかにより、課税関係が整理されます(改正内容は次頁)。

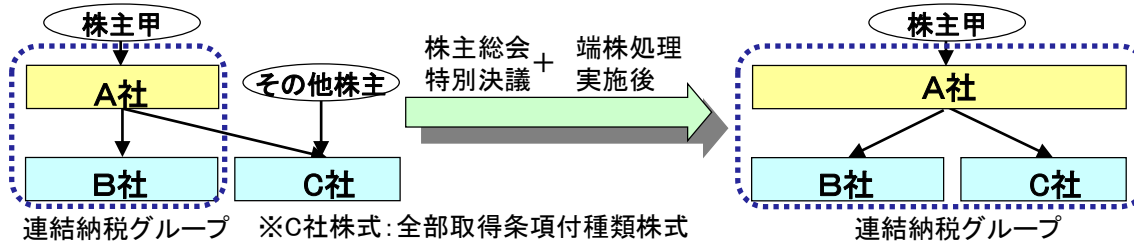
- ・全部取得条項付種類株式の端株処理
- ・株式併合の端株処理
- ・株式売渡請求

【対象となるスキーム例】

① 全部取得条項付種類株式の端数処理による完全子法人化



② 全部取得条項付種類株式の端数処理による完全子法人化(連結納税制度を導入している場合)



平成29年度 税制改正解説

少数株主の整理による完全子法人化の課税関係の見直し②

適格要件※	区分	改正案による課税の取り扱い(赤字が改正内容)
満たす	単体	・課税なし
	連結	<ul style="list-style-type: none"> ・完全子法人の連結納税の開始又は加入時に伴う資産の時価評価制度の対象から除外する。 ・完全子法人の連結納税の開始又は開始の前に生じた欠損金額を連結納税制度下での繰越控除の対象に加える。(個別所得金額を限度とする)
満たさない	単体	・非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象として課税される
	連結	<ul style="list-style-type: none"> ・完全子法人の連結納税の開始又は加入時に伴う資産の時価評価制度の対象として課税される。 ・完全子法人等の連結納税の開始又は加入前に生じた欠損金額は切り捨てられる。

※適格要件に関して、大綱においては「企業グループ内の株式交換と同様の適格要件」と記載。
(参考:現状の企業グループ内の株式交換の適格要件(概要))

- ・以下の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件を充足すること
(イ)株式交換前のいずれか一方の法人による支配関係が、株式交換後も継続する見込みであること。
(ロ)株式交換前の同一の者による支配関係が、株式交換後も継続する見込みであること。
- ・完全子法人の株式交換直前の従業者の概ね80%以上の者が、引き続き業務に従事することが見込まれること。
- ・完全子法人の株式交換前の主要な事業が引き続き営まれることが見込まれること。

○平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・適格株式交換の要件を満たさない場合には、非適格株式交換同様、完全子法人等の資産が時価評価の対象となる。
- ・連結納税制度を利用している状況下で少数株主を整理する際の課題としてあった、連結の開始等に伴う時価評価課税や繰越欠損金の切捨てについては、適格要件を満たすことで回避することができる。

1. 改正の概要

・非適格株式交換等及び連結納税の開始等に適用される資産の時価評価制度について、「帳簿価額」が1,000万円未満の資産は適用対象から除外されます。

制度の内容	時価評価対象資産	時価評価対象資産外となる金額基準の要件
非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産について時価評価	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産 ・土地等 (固定資産に該当するものを除く)	①資産の含み損益が下記いずれか少ない金額に満たない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額の2分の1 ・1,000万円 ②帳簿価額が1,000万円未満の資産の場合 (追加)
連結納税の開始又は連結グループ加入時の完全子法人等の有する資産について時価評価		

○平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用される。

2. 実務上の留意点

・これまで取り扱いが曖昧であった自己創設のれんについては、帳簿価額がゼロのため、時価評価の対象外なる。

3. 今後の注目点

・非適格株式交換「等」の適用範囲を確認する必要がある。
 非適格株式移転や(H29税制改正で改正が予定されている)全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合による完全子法人化※など ※「少数株主の整理による完全子法人化の課税関係の見直し」の頁参照

1. 改正の概要

・自己株式の取得によるみなし配当事由が見直されます。

みなし配当事由となる自己株式の取得から除外されるもの

全部取得条項付種類株式導入への定款変更に対抗する株主が、買取請求を行う場合の自己株式の取得

(※1) 取得対価の割当て事項を知った後に行った場合で、かつ、買取請求をしなければ端株のみの交付を受ける場合に行うものに限る
 ○平成29年10月1日以後に行われる自己株式の取得に適用される。

- 平成27年度税制改正において、株式併合について反対株主の買取請求による自己株式の買取りをみなし配当事由から除外する改正が行われており、全部取得条項付種類株式と株式併合の課税関係を比較すると、下記の様になる。
 (改正前)

	反対株主(買取請求した場合)	スクイズアウトされた株主(端株部分の金銭を受けた場合)
全部取得条項付	みなし配当+株式譲渡損益	株式譲渡損益
株式併合	株式譲渡損益(平成27年度税制改正)	株式譲渡損益

(改正案)

	反対株主(買取請求した場合)	スクイズアウトされた株主(端株部分の金銭を受けた場合)
全部取得条項付	株式譲渡損益(平成29年度税制改正)	株式譲渡損益
株式併合	株式譲渡損益	株式譲渡損益

2. 実務上の留意点

・全部取得条項付種類株式でスクイズアウトされる株主は、定款変更反対による買取請求もしくはスクイズアウトによる端株受取のいずれを選択するかで税法上の取扱いが異なっていたが、改正後はいずれを選択しても変わらなくなる。

1. 改正の概要

- ・企業グループ内の分割型分割に係る適格要件のうち、関係継続要件が見直されます。
- ・共同事業を行うための合併等（合併、分割型分割、株式交換、株式移転）に係る適格要件のうち、株式継続保有要件が見直されます。
- ・組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件が見直されます。

【適格要件の見直し】

内容	改正前	改正案
企業グループ内の分割型分割に係る関係継続要件	支配法人と分割法人及び分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれる	支配法人と分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれる (分割法人との間の関係継続は問わない)
共同事業を行うための合併等に係る株式継続保有要件 (被合併法人等の株主が50人未満の場合の要件)	交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人等の株式の数が発行済株式の80%以上であること	被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれる

- (※1) 合併等
合併、分割型分割、株式交換及び株式移転をいう。
- (※2) 合併法人等
合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人及び株式移転完全親法人をいう。
- (※3) 被合併法人等
被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人及び株式移転完全子法人をいう。

※ 上記のほか、組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件について所要の見直しが予定されている。

2. 実務上の留意点

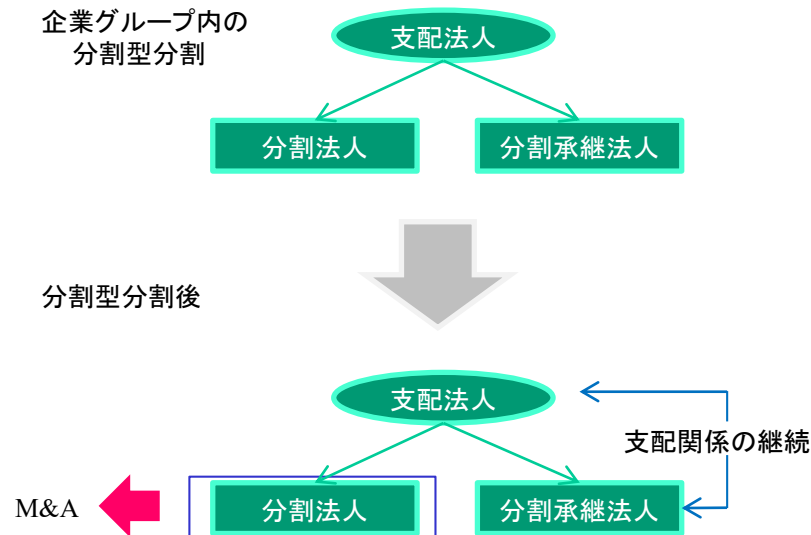
・企業グループ内の分割型分割に係る関係継続要件について

支配法人が分割型分割後に分割法人をM&Aにより譲渡することを予定している場合においても、適格要件を満たすことになる。

・共同事業を行うための合併等に係る株式継続保有要件について

被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれる場合、その他の株主が合併法人等の株式を譲渡するか否かについては適格要件に影響を及ぼさないこととなる。

【関係継続要件について】



(改正前)

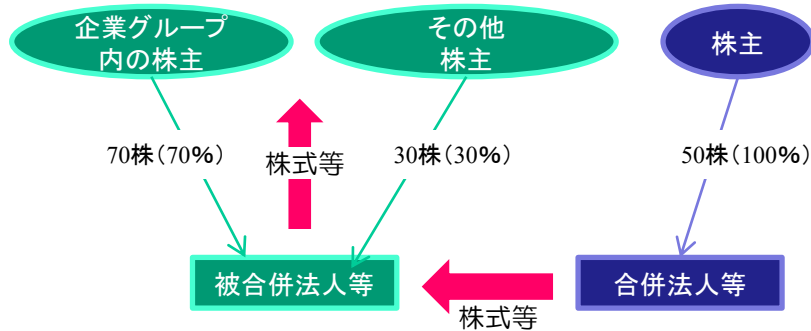
・支配法人と分割法人及び分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれなければ、適格要件を満たさない。

(改正案)

・支配法人と分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれれば、適格要件を満たす(他の要件を充足する場合)。

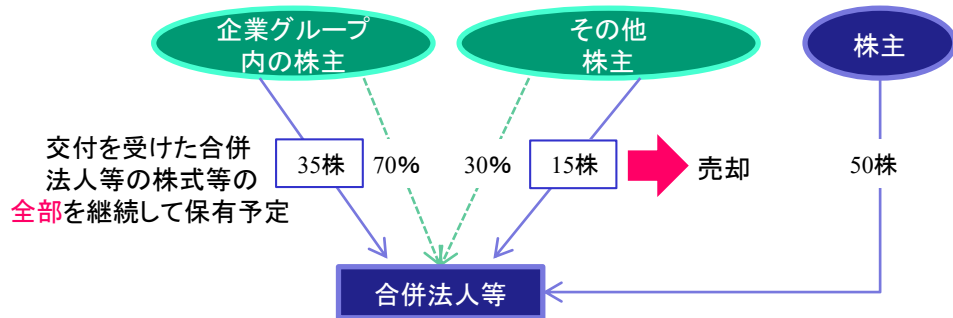
【株式継続保有要件について】

合併等



被合併法人等の株主に対して、
1株あたり0.5株の合併法人等の株式が交付

合併等後



(改正前)

・交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人等の株式の数が発行済株式の80%以上とならない(70%)ため、適格要件を満たさない。

(改正案)

・被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれれば、適格要件を満たす(他の要件を充足する場合)。

3. 今後の注目点

・「企業グループ内」という表現について、今後の法令等により確認を要する。

1. 改正の概要

- ・営業権、資産調整勘定、負債調整勘定(以下、「営業権等」といいます。))について、発生年度の償却限度額の計算方法が見直されます。
- ・所得税についても同様の改正が行われます(営業権)。

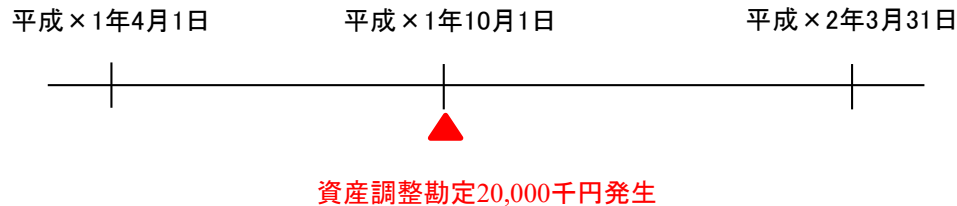
内容	改正前	改正案
営業権等の償却限度額の月数按分 (発生年度)	不要(事業年度の月数)	要(発生の日から事業年度終了の日までの月数)

○改正時期は、大綱段階では不明

2. 実務上の留意点

- ・営業権等が発生した事業年度における償却限度額の計算は、発生の時期に関わらず、法人の事業年度を基礎に行われていた(月数按分をしない)。
- 今回の改正により、営業権等が発生した時期に応じて月数按分を行う必要があり、従来と計算方法が変わるため留意が必要である。

■3月決算法人の計算例



発生初年度の償却限度額

■改正前

$$20,000千円 \times 12/60 = 4,000千円$$

■改正案

$$20,000千円 \times 6/60 = 2,000千円$$

1. 改正の概要

・「適格合併等に係る欠損金の制限措置(※1)」について、一定の見直しが行われます。

内容	改正前	改正案
適格合併等に 係る 欠損金の 制限措置(※1)	以下の欠損金の繰越し、引継ぎができない ・支配関係が生じた事業年度の開始の前日に生じた欠損金 ・支配関係が生じた日以降に生じた欠損金のうち特定資産の譲渡等損失額(※2)に相当する金額	以下の欠損金の繰越し、引継ぎができない ・支配関係が生じた事業年度の開始の前日に生じた欠損金 ・支配関係が生じた日以降に生じた欠損金のうち特定資産の譲渡等損失額(※2)に相当する金額 ・ 支配関係が生じた事業年度開始の日から支配関係が生じた日の前日までの間に特定資産の譲渡等損失額(※2)により生じた欠損金

(※1) 適格合併等に係る欠損金の制限措置とは、支配関係のある法人が適格合併を行った際に、以下のうち最も遅い日から継続して支配関係がない場合でみなし共同事業要件等を充足しないときは、合併法人、被合併法人が有する一定の欠損金の繰越し、引継ぎを制限する規定をいう。

- ・適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日
- ・被合併法人の設立の日
- ・合併法人の設立の日

(※2) 特定資産の譲渡等損失額とは、以下に掲げる資産以外の資産の譲渡、貸倒れ、除却等により発生した損失の額をいう。

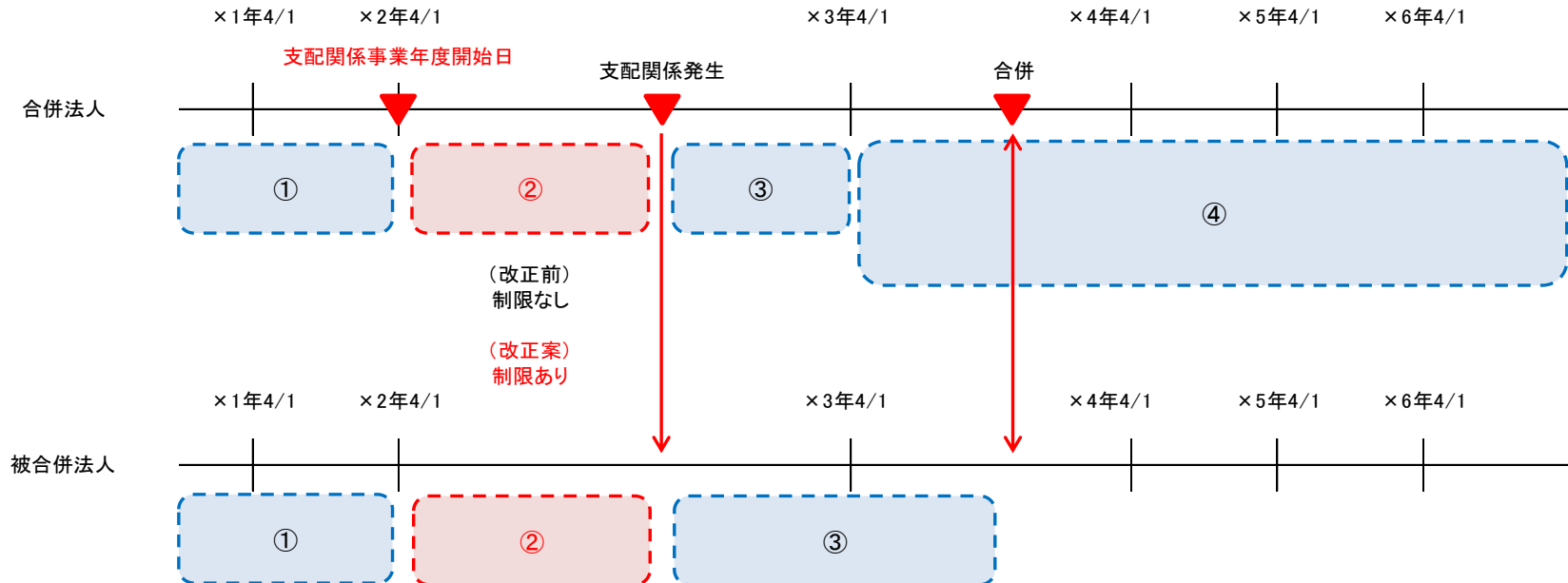
- ・棚卸資産(土地等を除く)
- ・短期売買商品
- ・売買目的有価証券
- ・帳簿価額が1,000万円に満たない資産
- ・時価が帳簿価額を下回っていない資産 など

○改正時期は、大綱段階では不明

2. 実務上の留意点

- ・今回の改正により、支配関係が生じた事業年度開始の日から支配関係が生じた日の前日までに生じた特定資産の譲渡等損失により生じた欠損金について、制限が設けられることになる(下記参照)。
- ・「特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置」、「特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度」においても、同じような改正が行われる。

■制限の対象となる欠損金のイメージ図



- ① 支配関係が生じた事業年度開始前の欠損金の繰越し、引継ぎの制限
- ② 支配関係が生じた事業年度開始の日から支配関係が生じた日の前日までの間に特定資産の譲渡等損失額により生じた欠損金(改正案の内容)
- ③ 支配関係が生じた日以降に生じた欠損金のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する部分の制限
- ④ 特定資産の譲渡等損失額の損金不算入

1. 改正の概要

- 青色申告法人が、地域経済に波及効果のある新たな事業に挑戦するために一定の設備投資を行った場合、特別償却又は税額控除が適用できる制度が創設されます。

適用要件

- 青色申告法人
- 一定期間内に、その法人の特定承認地域中核事業計画(※1)に係る地域未来投資促進法(仮称)の同意地域中核事業促進地域(仮称)内において、特定地域中核事業施設等(※2)を新設し、又は増設した場合において、その特定地域中核事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得等すること
- 一定期間内に、その地域中核事業(仮称)の用に供すること

(※1) 特定承認地域中核事業計画とは、承認地域中核事業計画(仮称)のうち、地域未来投資促進法による一定の基準に適合することについて国の確認を受けたものをいう。

(※2) 特定地域中核事業施設等とは、その法人の特定承認地域中核事業計画に定められた施設又は設備で、その計画に従って行う地域中核事業の用に供するもののうち、その取得価額の合計額が2,000万円以上のものをいう。

対象資産(※3)	特別償却	税額控除(※4)
機械装置・器具備品	取得価額 × 40%	取得価額 × 4%
建物・附属設備・構築物	取得価額 × 20%	取得価額 × 2%

(※3) 対象資産の取得価額の合計額のうち、本制度の対象となる金額は100億円を限度とする。

(※4) 当期の法人税の20%を限度とする。

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正法の施行日から平成31年3月31日までの間に設備投資し、事業供用した法人に適用される。

2. 実務上の留意点

- ・所得税についても同様の改正が行われます。
- ・特別償却を選択した場合は、法人住民税及び法人事業税に適用されますが、税額控除を選択した場合、中小企業者等に係る法人住民税のみに適用されます。
- ・対象金額が2,000万円以上、100億円以下としていることから、ある程度大規模な設備投資を前提にしていると考えられます。

3. 今後の注目点

- ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正法の施行日はいつからなのか。また、その改正内容について。
- ・地域未来投資促進法による一定の基準の内容及び国への確認方法についての具体的な内容。

1. 改正の概要

国内において青色申告書を提出する一定の中小企業者等が、生産等設備で一定規模以上の特定経営力向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合に、新たに取得した設備等につき特別償却又は税額控除を選択できます(新設)。

【趣旨】

- ・平成26年度税制改正により、中小企業者等投資促進税制の上乗せ措置として、H29.3.31までの間に取得等をした一定の機械装置、工具器具備品、ソフトウェアで生産性向上設備等に該当するものについて即時償却(100%)又は税額控除が認められていた。
- ・今回の改正により中小企業等経営強化法の認定計画に基づく制度に改組し、適用される資産の範囲を拡充し、適用期限もH31.3.31まで延長された。

【適用対象資産のイメージ図】

生産等設備

経営力向上設備等

生産性向上設備

収益力強化設備

法人の営む事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているもの

中小企業等経営強化法に規定する設備
(次頁表参照)

経営力向上設備等のうち、経営力向上に著しく資する一定のもので、認定経営力向上計画(※)に記載されたもの

※ 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画。主務大臣の認定を受けた場合には、税制や金融支援を受けることが可能。

【適用要件】認定経営力向上計画に記載された①経営力向上設備等のうち、②取得価額要件を満たす特定経営力向上設備等

対象資産	①経営力向上設備等(イまたはロ)			②取得価額要件
	イ.生産性向上設備((イ)かつ(ロ))		ロ.収益力強化設備	
	(イ)最新モデル要件	(ロ)生産性向上要件		
機械装置	10年以内に 販売開始のもの	旧モデル比で生産性が 年平均1%以上向上す るもの(※1.2)	経済産業大臣の確認を 受けた投資計画に記載さ れた設備等 ※年平均の投資利益率が5% 以上となる計画	1台又は1基の取得価額が160万円以上
工具	5年以内に 販売開始のもの			それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上 ※測定工具・検査工具に限る。
器具備品	6年以内に 販売開始のもの			それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上
建物附属設備	14年以内に 販売開始のもの			一の取得価額が60万円以上
ソフトウェア	5年以内に 販売開始のもの			一の取得価額が70万円以上 ※設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・ 指示機能を有するものに限る。

※1 生産性の指標については、単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等に基づき判断する。

※2 ソフトウェア及び旧モデルがない資産は生産性向上要件は不要である。

【税制措置】

取得等した日	特別償却	選択	税額控除(※3)
H29.4.1からH31.3.31まで	取得価額×100%(普通償却含む)		中小事業者等:取得価額×7% 特定中小事業者等:取得価額×10%

※3 税額控除は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度額超過額は1年間の繰越しが可能

2. 実務上の留意点

- 適用対象となる租税特別措置法上の中小企業者等及び特定中小企業者等は次の通りである。
 - 中小企業者等 …… 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等で青色申告書を提出するもの
 - 特定中小企業者等 …… 中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人等
- ※ 中小企業者投資促進税制、商業・サービス業活性化税制の対象法人のうち、中小企業等経営強化法に定める中小企業者等に該当する法人が対象（資本金の額等だけでなく、業種ごとに従業員数による判断も行われる）
- ※ 資本金が1億円を超える大規模法人等に支配されている法人は租税特別措置法上の中小企業者等から除かれる
- 生産等設備とは、その法人の指定事業の用に直接供されている減価償却資産で構成されているものをいう。
(事務用器具備品、本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は対象となる設備から除かれる)
- 指定事業は、中小企業者等投資促進税制、商業・サービス業活性化税制の対象となる事業をいう。
(風営法の適用を受ける事業等は除かれる)

3. 今後の注目点

- 特定経営力向上設備等の要件である「経営力向上に著しく資する一定のもの」の具体的内容

【参考】生産性向上設備投資促進税制との主な相違点

相違点	中小企業経営強化税制(創設)	生産性向上設備投資促進税制(延長なし)
対象資産	・建物を含まない ・中小企業等経営強化法に規定する設備で、認定経営力強化計画に記載されたもの	・建物を含む ・産業競争力強化法に規定する設備
特別償却	取得価額×100%	H28.4.1～H29.3.31まで：取得価額×50% H26.1.20～H28.3.31まで：取得価額×100%
税額控除	取得価額×7%(特定中小事業者等は10%)	H28.4.1～H29.3.31まで：取得価額×4% H26.1.20～H28.3.31まで：取得価額×5%

1. 改正の概要

- ・地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の税額控除制度について、税額控除率を引き上げる措置の適用期限が1年延長されます。
 - ・移転型事業の要件について、一部見直しが行われます。
 - ・雇用促進税制のうち地方事業所基準雇用者数に係る措置(地方事業所税額控除限度額)が、拡充されます。
- ※なお、所得税及び法人住民税についても同様の改正が予定されています。

【地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の税額控除】

内容		改正前	改正案
移転型事業 における税額控除	(※1)認定日が平成27年8月10日から平成29年3月31日までの期間内	特定建物等の取得価額×7%	—
	(※1)認定日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間内	特定建物等の取得価額×4%	特定建物等の取得価額×7%
拡充型事業 における税額控除	(※1)認定日が平成27年8月10日から平成29年3月31日までの期間内	特定建物等の取得価額×4%	—
	(※1)認定日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間内	特定建物等の取得価額×2%	特定建物等の取得価額×4%

(※1) 認定日とは、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日をいう。

(※2) 税額控除額は法人税額の20%を限度とする。

(※3) 特定建物等とは、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上(中小企業者等については、1,000万円以上)のものをいう。

○平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた場合において、適用される(税額控除率を引き上げる措置の適用期限が1年延長)。

【移転型事業の要件の一部見直し】

特定業務施設における増加従業員の過半数が特定集中地域からの転勤者であることとの要件について、特定集中地域における従業員の減少人数を上限として、特定業務施設における新規雇用者の一部を特定集中地域からの転勤者とみなす。

【雇用促進税制(地方事業所税額控除限度額)の拡充】

内容	改正前	改正案
基準雇用者割合が10%以上の場合	(※3) 50万円 × 地方事業所 基準雇用者数	次の金額の合計額とする。 ①60万円 × 地方事業所基準雇用者数のうち無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数 ②50万円 × 新規雇用者総数(※4)から無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数を控除した数(※5)と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計 ③40万円 × 新規雇用者総数(※4)から無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%を超える部分の数
基準雇用者割合が10%未満の場合	20万円 × 地方事業所 基準雇用者数	次の金額の合計額とする。 ①30万円 × 地方事業所基準雇用者数のうち無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数 ②20万円 × 新規雇用者総数(※4)から無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数を控除した数(※5)と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計 ③10万円 × 新規雇用者総数(※4)から無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%を超える部分の数

(※1) 新規雇用者数・・・特定業務施設における新たな雇用者の数をいう。

(※2) 新規雇用者総数・・・特定業務施設における新規雇用者数の合計をいう。

(※3) 地方事業所基準雇用者数について

地方事業所基準雇用者数がその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その基準雇用者数とする。

(※4) 地方事業所基準雇用者数を超える部分を除く。

(※5) 新規雇用者総数の40%に達するまでの数が限度とされる。

2. 実務上の留意点

・地方事業所税額控除限度額についての計算構造が細分化されるため、当該限度額についての事前の確認を要する。

3. 今後の注目点

・特定集中地域からの転勤者とみなす「新規雇用者の一部」についての具体的な計算方法について、確認を要する。

ベンチャー投資促進税制の延長、要件の見直し①

1. 改正の概要

- ・損金算入できる投資損失準備金の積立率を、80%から50%へ引き下げます。
- ・ファンドが投資家から受ける出資総額を、20億円から10億円へ引き下げます。
- ・ファンドの認定期間を1年延長します(平成30年3月31日まで)。

準備金積立による損金(改正①)

法人(有限責任組合員)

無限責任組合員

出資(改正③)

認定(改正②)

投資事業有限責任組合
(認定ファンド)

出資(改正④⑤)

ベンチャー企業
(新事業開拓事業者※)

ハンズオン支援(改正⑥)

※新事業開拓事業者の要件は、資本金1億円超の大法入グループに属さないこと、非上場の株式会社であること など

項目		改正前	改正案
①	損金算入できる損失準備金の積立率 (損金算入限度額＝ 出資額(帳簿価額)×積立率)	80%	50%
②	認定期間	平成29年3月31日まで	平成30年3月31日まで
③	ファンドが受ける出資総額	おおむね20億円以上	10億円以上
④	ファンド要件	—	④総投資額の50%以上が地方(東京都以外)を所在地とする新事業開拓事業者に対するものであること
⑤			⑤④のうち50%以上が事業拡張期の地方を所在地とする新事業開拓事業者に対するものであること
⑥	要件追加	—	無限責任組合員が地方で活動する新事業開拓事業者に対する投資実績及び地方で活動する投資先企業に対してハンズオン支援を行うために必要な知識・経験を有していること

○平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に認定を受けるファンドへの出資につき、適用される。

2. 改正の背景

地方のベンチャー企業は、ファンドからの資金供給が不十分であり限定的な成長に留まっている。そこでファンドの出資規模要件を従来の半分に緩和する一方で、投資額の半分以上を地方のベンチャー企業への投資とし、さらにハンズオン支援を行える体制作りを要件とすることで、地方のベンチャー企業の成長を促す。

3. 実務上の留意点

ファンドの設定時期により適用される内容が異なる。例えば、認定ファンドの認定を受けた日が平成29年3月31日以前であれば、当該認定ファンドへ出資した日が平成29年4月1日以後であっても、法人は改正前の投資損失準備金の積立率(80%)で損金算入できる。

4. 今後の注目点

- ・『所在地』とは『本店所在地』のことを指すのか。
- ・『事業拡張期の地方』とは、どこを指すのか。
- ・ハンズオン支援の知識を有しているか否かの具体的な判定基準、及び証明方法はどのようなものか。

平成29年度 税制改正解説

特定資産の買換特例の一部見直しと延長①

1. 改正の概要

- ・適用期限が平成29年3月31日から3年間延長されます。
- ・適用要件(対象資産、地域等)が一部見直し(縮減)されます。

※上記改正は九号と十号買換えの一部を除き所得税も同様

<適用要件の見直し>

号数	内容	変更点
一号	既成市街地等(内)から既成市街地等以外(外)への買換え	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡資産 事務所及びその敷地の用に供されている土地等を除外 ・買換資産 市町村が計画した都市機能誘導区域以外※の地域内にある誘導施設(土地等、建物等及び構築物)を除外
二号	・市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって対象から除外
七号	・農用地区域内にある土地等の買換え	
九号	長期所有(10年超)の土地等から国内の一定の土地等、建物、構築物等への買換え	<ul style="list-style-type: none"> ・買換資産 鉄道事業用車両運搬具について、貨物鉄道事業用の電気機関車に限定(その他の資産は改正なし)
十号	船舶から船舶への買換え	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡資産 一定の外航船舶及び一定の港湾作業船について対象から除外 ・買換資産 一定の内航船舶について対象から除外 ・漁船 経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって対象から除外

(※) 都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法に基づきコンパクトな街づくりをコンセプトに各市町村が作成した立地適正化計画に記載された地域をいう。
平成28年8月1日時点では箕面市、熊本市、花巻市、札幌市が計画を作成・公表済み。平成28年度にその他115都市が作成・公表予定(国土交通省HPより)

○平成32年3月31日まで延長。

2. 実務上の留意点

- ・対象資産が見直されるため、適用要件について十分な検討を要する。
- ・既成市街地等以外への買換え特例(一号)について、各市町村の立地適正化計画(都市機能誘導区域)が順次公表されるため、譲渡前に区域の確認が必要。

3. 今後の注目点

- ・所要の経過措置の内容(二号、七号、十号)

<参考> 長期所有(10年超)資産の買換え(九号)に関する過去の主要な改正経緯

改正年度	内容
平成24年度	買換資産の土地は、特定施設の敷地の用に供された土地で、300㎡以上のものに限定
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・買換資産から機械装置が除外 ・買換えの対象地域による圧縮割合の引下げ (通常80%、地方から大都市への買換え等一定の場合は75%または70%)。

1. 改正の概要

- 中小企業者等に対する課税所得年800万円以下の額に対する法人税の軽減税率15%（本則：19%）の適用期限が平成29年3月31日から2年間延長される。
- 中小企業投資促進税制について、対象資産から器具備品が除外された上で、その適用期限が2年間延長される。
- 中小企業投資促進税制の拡充措置として、「中小企業経営強化税制」が新設される（「中小企業経営強化税制」の頁参照）。
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制※の適用期限が2年間延長される。
※特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度
- 上記3つの特例を同時に適用する場合の税額控除限度額の上限は当期の法人税額の20%とされる（控除限度額の制限措置）。

	中小企業投資促進税制(改正案)		中小企業経営強化税制(拡充措置・新設)	
適用期間	H31.3.31までに取得等 <u>(適用期間を2年間延長)</u>		H29.4.1からH31.3.31までに取得等	
対象資産	<ul style="list-style-type: none"> 一定の機械装置 一定の工具※ 一定のソフトウェア 一定の車両運搬具 一定の船舶 ※器具備品を対象外とする		<ul style="list-style-type: none"> 一定の機械装置 一定の工具 一定の器具備品 一定の建物附属設備 一定のソフトウェア ※中小企業経営強化税制の特定経営力向上設備等に該当し、指定事業の用に供したものに限る。	
→ 特別償却	基準取得価額 × 30%		取得価額 × 100%(普通償却含む)	
→ 税額控除 (法人税額の20%限度)	<中小企業者等> 適用なし	<特定中小企業者等> 基準取得価額 × 7%	<中小企業者等> 取得価額 × 7%	<特定中小企業者等> 取得価額 × 10%

選択適用

下線部が平成29年度の改正内容である

(※1) 中小企業者等とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等(資本金が1億円超の法人に発行済株式の50%以上を保有される一定の法人等を除く)で青色申告書を提出するものをいう。

(※2) 特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人等をいう。

(※3) 特定経営力向上設備等、中小企業者等、特定中小企業者等については「中小企業経営強化税制」の頁参照。

1. 改正の概要

- ・ 中小企業者等のうち、過去3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度については、中小企業者向け租税特別措置法(下記赤枠)が適用不可となる。

【主な中小企業者向け特例措置】

特例区分	特例項目
法人税法	(1) 法人税率の軽減(所得800万円以下の部分に対する税率:19%)
	(2) 欠損金の控除制限(所得金額のうち、一定割合を控除限度)
	(3) 欠損金の繰戻還付制度の不適用措置の除外
	(4) 特定同族会社の特別税率の適用除外措置
	(5) 貸倒引当金の損金算入制度の適用
租税特別措置法	(1) 法人税率の軽減(所得800万円以下の部分に対する税率:15%)
	(2) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度の適用
	(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
	(4) 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制の適用)
	(5) 所得拡大促進税制(税額控除額の上限等)
	(6) 投資減税制度(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除等)

○平成31年4月1日以後に開始する事業年度に適用される。

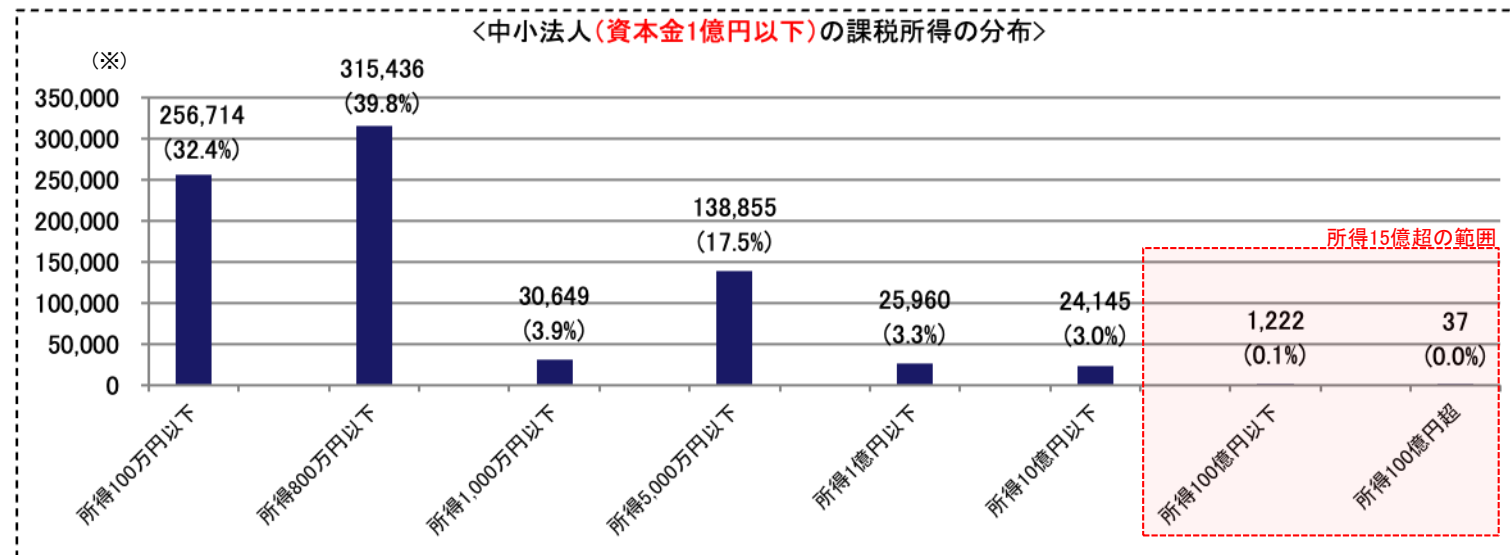
2. 実務上の留意点

- 資本金が1億円以下であっても所得金額が高い法人は、中小企業向け特例が適用できなくなるため、税負担が増加する可能性がある。

3. 今後の注目点

- 具体的に適用不可となる中小企業向け租税特別措置の項目がどうなるのか。
- 平均所得金額の算定方法がどうなるのか。

【資本金と課税所得の関係】 出典：財務省HP租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年2月国会提出) 業種別・所得階級別適用件数及び適用額(単体)



(※)法人税率の軽減(所得800万円以下の部分に対する税率:15%)の適用件数